令和６年　月　　日

基町相生通地区第一種市街地再開発事業　共同施行者　御中

所在地

名　称

責任者　　　　　　　　　　　　　　　　印

**秘密保持誓約書**

　弊社　　　　　　　は、貴共同施行者が実施する「基町相生通地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設の整備に関する工事監督支援および工事関連調整業務受託業者　募集」に参加するにあたり、開示される基町相生通地区第一種市街地再開発事業（以下、「本事業」という。）に関する情報について、次の事項を遵守することを誓約いたします。

１．秘密情報の定義

（１）　「秘密情報」とは、本誓約の前後、及び、開示方法（口頭、書面、電子媒体(ＣＤ－Ｒ、電子メール等)その他）を問わず、本件募集を通じて本誓約の一方当事者（以下「開示者」という）から本誓約の他方当事者（以下「被開示者」という）に対して開示される一切の情報をいう。

（２）　前項の秘密情報には次の各号の一に該当するものを含まないこととする。

①　開示されたとき既に公知であったもの。

②　開示後被開示者の責に帰せざる事由により公知になったことを証明したもの。

③　開示されたときに被開示者が既に知っていたことを証明したもの（被開示者が独自に開発したもの、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明したもの等）。

④　開示後、被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に入手したことを証明したもの。

⑤　法令、規則、裁判所の決定・命令および正当な権限を有する公的機関等の命令に基づき、開示を要求されたもの（ただし、開示にあたり、事前に開示の事実等の開示者への通知を要する）。

２．秘密保持義務

被開示者は、開示者の事前の書面による承諾なしに秘密情報を第三者に開示または漏えいしてはならない。また、本件募集以外の目的にこれを使用してはならない。

３．情報の返還・破棄

被開示者は、開示者から請求のあったとき、及び、本書が失効したときは、すみやかに秘密情報、及び、そのあらゆる形態の複製・コピー等（電子データ含む。）を返還、又は破棄する。

４．損害賠償責任

（１） 被開示者は、秘密情報もしくは委託または提供を受けた個人情報の被開示者による開示または漏えいの結果、開示者または第三者に損害が発生した場合、開示者または第三者に対してその損害を賠償しなければならない。

（２） 前項の損害賠償額は貴共同施行者と弊社との協議により定めるが、現実に被った通常かつ直接損害の額に限るものとする。

５．有効期間

本書の有効期間は、本誓約書記名押印の日から本事業が終了するまでとする。

６．秘密情報の内容

被開示者は開示者が秘密情報の内容の正確性・真正性・完全性について何等の保証を行うものではないことを了承する。

７．準拠法

本書は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

８．管轄裁判所

本書に関して生じた紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

９．協議

本書に定めのない事項、あるいは本書に関し疑義が生じた事項については、開示者と誠意をもって協議の上、解決を図る。

以 上

※印鑑については、支店長印、担当部長印等でも構いません。